



経済産業省
関東経済産業局

適切な価格転嫁に向けた 国の取組について

2025年10月

関東経済産業局産業部適正取引推進課

政府の取組（取引適正化、価格転嫁対策）

原材料価格やエネルギーコスト、労務費等のコストが上昇する中、コスト増を下請中小企業だけでなくサプライチェーン全体で適切に負担し、中小企業においても賃上げできる環境を整備するため、適切な価格転嫁をはじめ取引適正化の実現が不可欠。

1. 法律の厳正な執行

- ①下請代金法（下請代金の減額や、買いたたき等を禁止する規制法。公取委が主管、中企庁も執行を共管。）
- ②下請振興法（望ましい取引の在り方「振興基準」を策定し、事業者に指導・助言。中企庁が主管。）
- ③フリーランス法（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律）（フリーランスの取引環境、就業環境の整備。令和6年11月1日施行）

※①・②はそれぞれ「中小受託取引適正化法（取適法）」・「受託中小企業振興法」となります（R8年1月1日施行）

2. 取引実態把握

- ①取引調査員（330名体制）が、全国の中小企業から取引実態をヒアリング

3. 自主的な取引適正化の促進

- ②取引適正化のための自主行動計画（31業種・85団体）の改訂・徹底。
- ③パートナーシップ構築宣言（79,000社超）（令和7年10月時点）

4. 価格交渉・価格転嫁の促進

- ④価格交渉促進月間（毎年9月、3月が推進月間） 2021(R3)年9月から開始。今年9月で9回目）
- ⑤労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（周知・徹底、振興基準改正）

目次

1. 下請法改正法の概要
2. 下請振興法改正法の概要
3. 価格転嫁促進に向けた取組について

規制の見直し

① 運送委託の対象取引への追加（物流問題への対応）

対象取引に、発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を追加

② 従業員基準の規模要件への追加（下請法逃れ等への対応）

従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設

③ 手形払等の禁止 → 支払遅延に該当

対象取引において、手形払を禁止。その他の支払手段（電子記録債権、ファクタリング等）についても、支払期日までに代金満額相当の現金を得ることが困難なものを禁止

④ 協議に応じない一方的な代金決定の禁止（価格据え置き取引への対応）

代金に関する協議に応じない、必要な説明・情報提供をしないことによる、一方的な代金額の決定を禁止

⑤ 面的執行の強化

事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与。省庁間の相互情報提供に係る規定を新設。

「下請」等の用語の見直し

- 共存共栄を目指す対等なパートナーとして取引適正化を推進
- サプライチェーン全体の付加価値向上を目指す

下請代金支払遅延等防止法

製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律

通称：下請法

略称：中小受託取引適正化法
通称：取適法

親事業者

▶ 委託事業者

下請事業者

▶ 中小受託事業者

下請代金

▶ 製造委託等代金

取適法（改正下請法）の概要

法目的

中小受託取引の公正化 · 中小受託事業者の利益保護

適用対象

①取引の内容

①取引の内容 + ②規模要件 = 対象取引

製造委託

修理委託

情報成果物作成委託
(プログラム)

役務提供委託
(運送・倉庫保管・情報処理)

特定運送委託

②規模要件

委託
事業者

資本金3億超

資本金1千万超3億以下

常時使用する従業員300人超

中小
受託
事業者

資本金3億以下（個人含む）

資本金1千万以下（個人含む）

常時使用する従業員300人以下（個人含む）

①取引の内容

情報成果物作成委託
(プログラム除く)

役務提供委託
(運送・倉庫保管・情報処理除く)

②規模要件

委託
事業者

資本金5千万超

資本金1千万超5千万以下

常時使用する従業員100人超

中小
受託
事業者

資本金5千万以下（個人含む）

資本金1千万以下（個人含む）

常時使用する従業員100人以下（個人含む）

義務

発注内容を明示する義務（発注書の交付）

取引に関する書類等を作成・保存する義務
(2年)

支払期日（受領後60日以内）を定める義務

遅延利息（14.6%）の支払義務

禁止行為

受領拒否

報復措置

支払遅延（手形払等の禁止）

有償支給原材料等の対価の早期決済

減額

割引困難な手形の交付

返品

不当な経済上の利益提供要請

買いたたき

不当な給付内容の変更・やり直し

購入・利用強制

協議に応じない一方的な代金決定

※赤色は改正内容

改正理由

- **発荷主から元請運送事業者への委託は、本法の対象外**（独占禁止法の物流特殊指定で対応）である。
- 立場の弱い物流事業者が、荷役や荷待ちを無償で行わされているなど、**荷主・物流事業者間の問題（荷役・荷待ち）**が顕在化している。

改正内容

- ◆ **発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を、本法の対象となる新たな類型として追加**し、機動的に対応できるようにする。

改正法

現行の「物品の運送の再委託」に加えて「物品の運送の委託」を新たな規制対象に追加



特定運送委託②

- 事業者が、販売する物品、製造を請け負った物品、修理を請け負った物品又は作成を請け負った情報成果物が記載されるなどした物品について、その取引の相手方に対して運送する場合に、その運送の行為を他の事業者に委託することをいう。

取適法の適用を受ける特定運送委託は、以下4つのタイプ^①（類型1～類型4）となる。

（類型1）

事業者、一般消費者等

販売

委託事業者（元請）

運送委託

中小受託事業者

（類型2）

発注元（事業者、官公庁等）

製造請負

委託事業者（元請）

運送委託

中小受託事業者

（類型3）

発注元（事業者、官公庁等）

物品の修理

委託事業者（元請）

運送委託

中小受託事業者

（類型4）

発注元（事業者、官公庁等）

情報成果物の
作成請負

委託事業者（元請）

運送委託

中小受託事業者

※ → が取適法の対象となる取引

改正理由

- 実質的には事業規模は大きいものの当初の資本金が少額である事業者や、減資をすることによって、本法の対象とならない例がある。
- 本法の適用を逃れるため、受注者に増資を求める発注者が存在する。

改正内容

- 適用基準として従業員数の基準を新たに追加する。
- 具体的な基準については、本法の趣旨や運用実績、取引の実態、事業者にとっての分かりやすさ、既存法令との関連性等の観点から、従業員数300人（製造委託等）又は100人（役務提供委託等）を基準とする。

製造委託	修理委託	情報成果物作成委託 (プログラム)	役務提供委託 (運送・倉庫保管・情報処理)	特定運送委託
委託事業者				中小受託事業者
	資本金3億超		→	資本金3億以下（個人含む）
	資本金1千万超3億以下		→	資本金1千万以下（個人含む）
	常時使用する従業員300人超		→	常時使用する従業員300人以下（個人含む）

情報成果物作成委託 (プログラム除く)	役務提供委託 (運送・倉庫保管・情報処理除く)
------------------------	----------------------------

委託事業者	資本金5千万超	→	中小受託事業者	資本金5千万以下（個人含む）
	資本金1千万超5千万以下	→		資本金1千万以下（個人含む）
	常時使用する従業員100人超	→		常時使用する従業員100人以下（個人含む）

資本金基準と従業員基準の適用関係（運用基準）

- 委託取引ごとに規模要件を判断。
- 従業員基準は資本金基準が適用されない場合に適用。

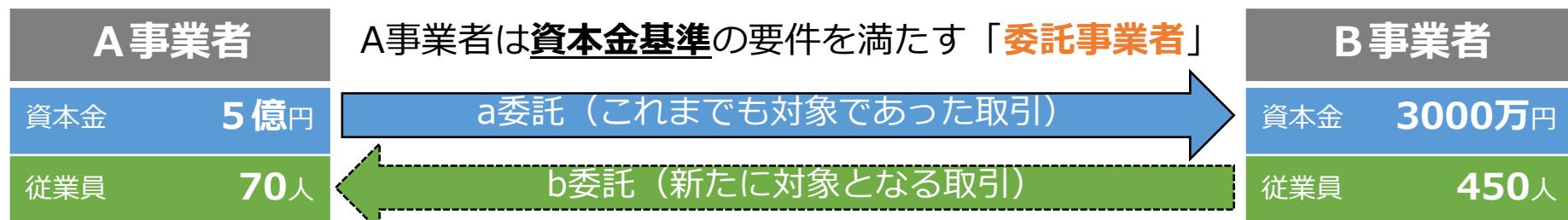
○：要件を満たす ×：要件を満たさない

資本金基準	従業員基準	適用される基準
○	×	資本金
×	○	従業員
○	○	資本金（※）
×	×	適用対象外

ポイント

※資本金基準と従業員基準の両方の要件を満たす場合には「資本金基準」が適用される。

【製造委託の例】



B事業者は従業員基準の要件を満たす「委託事業者」

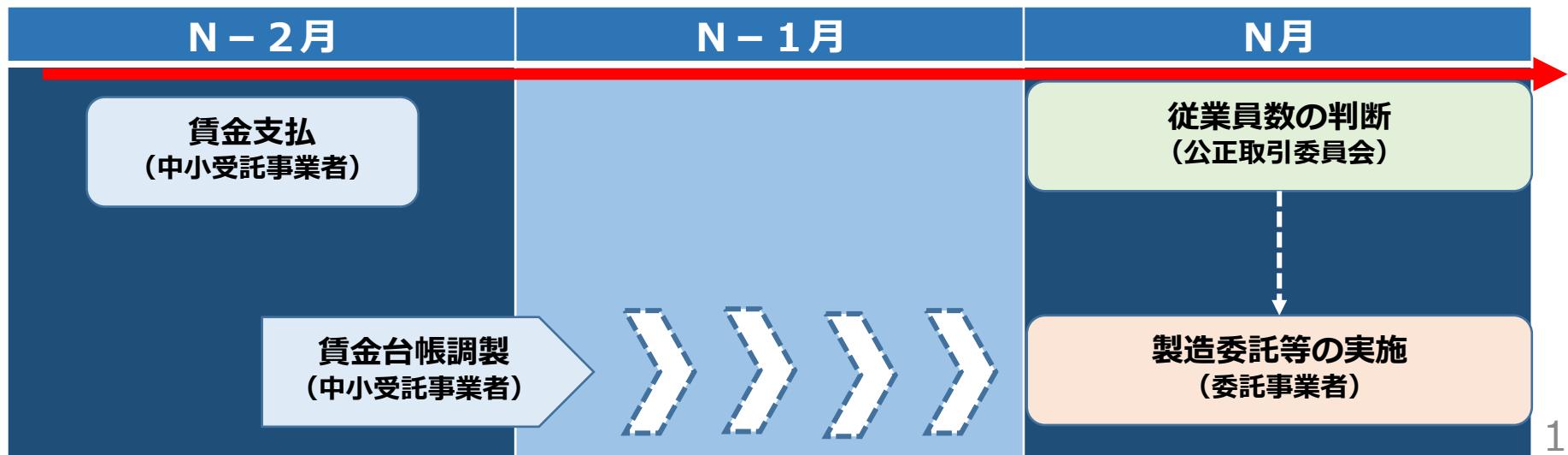
「常時使用する従業員の数」について(運用基準)

- 「常時使用する従業員」とは
その事業者が使用する労働者（労働基準法第9条に規定する労働者をいう。）のうち、**日々雇い入れられる者（1か月を超えて引き続き使用される者を除く。）以外のものをいう。**
- 「常時使用する従業員の数」とは
当該事業者の**賃金台帳の調製対象となる「常時使用する従業員」**（労働基準法第108条及び第109条、労働基準法施行規則第55条及び様式第20号等）の数によって算定するものとする。

「常時使用する従業員の数」の判断のポイント

- ※**委託事業者において、「常時使用する従業員の数」を確認する義務はない。**
- ※原則、製造委託等を行った時における「常時使用する従業員の数」によって判断されるが、例外的に下記の取扱いを行うことも可能。
- ※グループ会社等の場合には、法人単位で従業員数を判断。

例 ※N-2月の賃金台帳上の労働者の数をもって、N月の「常時使用する従業員の数」とする

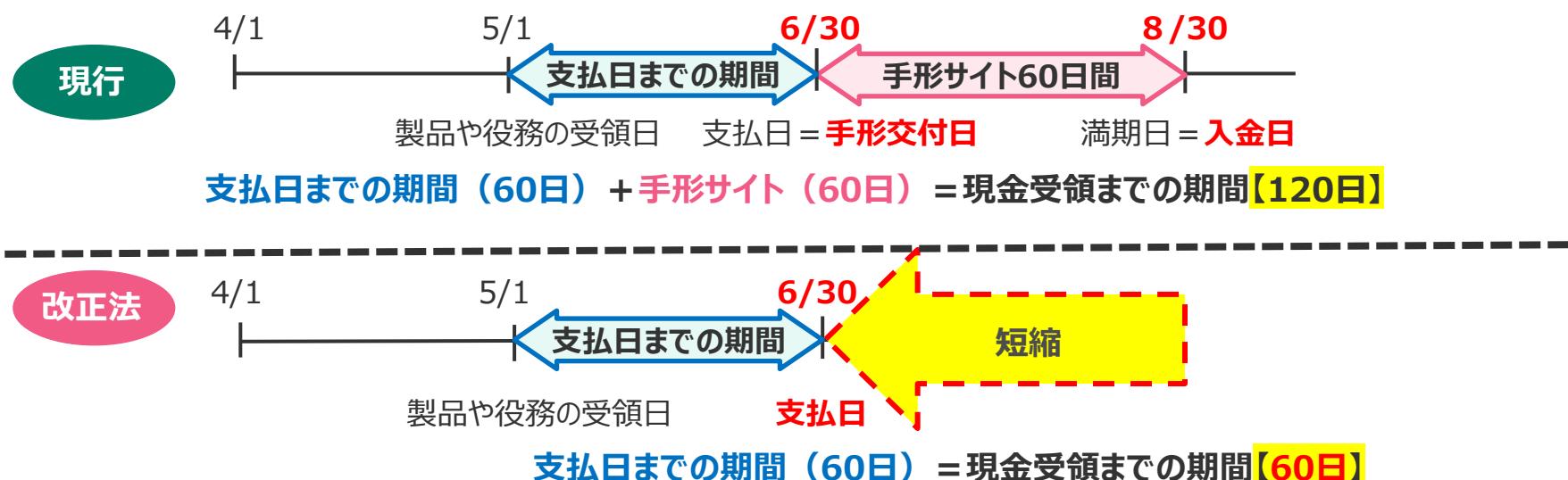


改正理由

- 支払手段として手形等を用いることにより、発注者が受注者に資金繰りに係る負担を求める商慣習が続いている。

改正内容

- 中小受託事業者の保護のためには、今般の指導基準の変更を一段進め、本法上の支払手段として、手形払を認めないこととする。
- 電子記録債権やファクタリングについても、支払期日までに代金に相当する金銭（手数料等を含む満額）を得ることが困難であるものについては認めないこととする。



金銭及び手形以外の支払手段の取扱い(運用基準)【改正】

- 「金銭及び手形以外の支払手段」とは、一括決済方式や電子記録債権（いわゆる「でんさい」など）などをいう。
- 上記支払手段については、支払期日までに代金に相当する額の現金（手数料等を含む満額）を得ることが困難であるものについては認めない（支払遅延に該当）。
- 手数料とは、例えば、発生記録手数料、譲渡記録手数料、受取手数料、割引手数料等をいう。

✓ 満期日が支払期日「以前」の場合

一括決済方式や電子記録債権の利用は、認められる。

しかし、満期日までに支払不能等が生じ、金銭と引き換えられない場合は「製造委託等代金を支払わない」ことに該当する。

✓ 満期日が支払期日より「後」の場合

一括決済方式や電子記録債権の利用は、原則として認められない。

たとえ割引料を委託事業者が上乗せして負担したとしても、中小受託事業者が支払期日に金銭を直接受け取れず、自ら割引を受ける等の行為が必要な場合には、満額の金銭を受領した状態となることが確保されていないため。

【具体例】

●電子記録債権の使用による支払遅延

委託事業者は、中小受託事業者に対して、電子記録債権によって製造委託等代金を支払う際に、支払期日より後に満期日が到来する電子記録債権を使用し、支払期日に金銭を受領するために中小受託事業者において割引を受けることを必要とさせていた。

●一括決済方式の使用による支払遅延

委託事業者は、中小受託事業者に対して、一括決済方式によって製造委託等代金を支払う際に、支払期日以前に決済日が到来する一括決済方式を使用していたが、決済に伴い生じる受取手数料を中小受託事業者に負担させていた。

- 委託事業者が、中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定すること。

改正理由

- コストが上昇している中で、協議することなく価格を据え置いたり、コスト上昇に見合わない価格を一方的に決めたりするなど、上昇したコストの価格転嫁についての課題がみられる。
- そのため、適切な価格転嫁が行われる取引環境の整備が必要。

改正内容

「市価」の認定が必要となる買いたたきとは別途、対等な価格交渉を確保する観点から、中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、委託事業者が必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定して、中小受託事業者の利益を不当に害する行為を禁止する規定を新設する。

現行

対価に着目した規定

改正法

交渉プロセスに着目した規定

【対価引下げ型】

従前の対価



100円

引下げ後の対価



利益

50円

【コスト上昇型】

従前の対価



100円

引上げ後の対価



110円

※コストアップに
見合わない引上げ幅

利益

運用基準

「中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合において、中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず、又は当該協議において中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金の額を決定すること」により、「中小受託事業者の利益を不当に害」すること

「中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合」とは

中小受託事業者の給付に関し製造委託等代金の額に影響を及ぼし得る事情がある場合をいい、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の高騰による中小受託事業者の給付に要する費用の変動のほか、従来の納期の短縮、納入頻度の増加や発注数量の減少等による取引条件の変更、需給状況の変化、委託事業者から従前の代金の引下げを求められた場合などの事情が含まれる。

「中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず」とは

中小受託事業者からの協議の求めを明示的に拒む場合のほか、例えば、協議の求めを無視したり、協議の実施を繰り返し先延ばしにしたりして、協議の実施を困難にさせる場合を含む。

「中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず」とは

中小受託事業者が求めた特定の事項について、その自由な意思により製造委託等代金の額を決定するために必要な説明又は根拠となる情報の提供をしないことをいう。委託事業者が必要な説明及び情報の提供をしたか否かは、中小受託事業者の給付に関する事情の内容、中小受託事業者が求めた事項、これに対し委託事業者が提示した内容及びその合理性、中小受託事業者との間の協議経過等を勘案して総合的に判断する。

「一方的に製造委託等代金の額を決定すること」とは

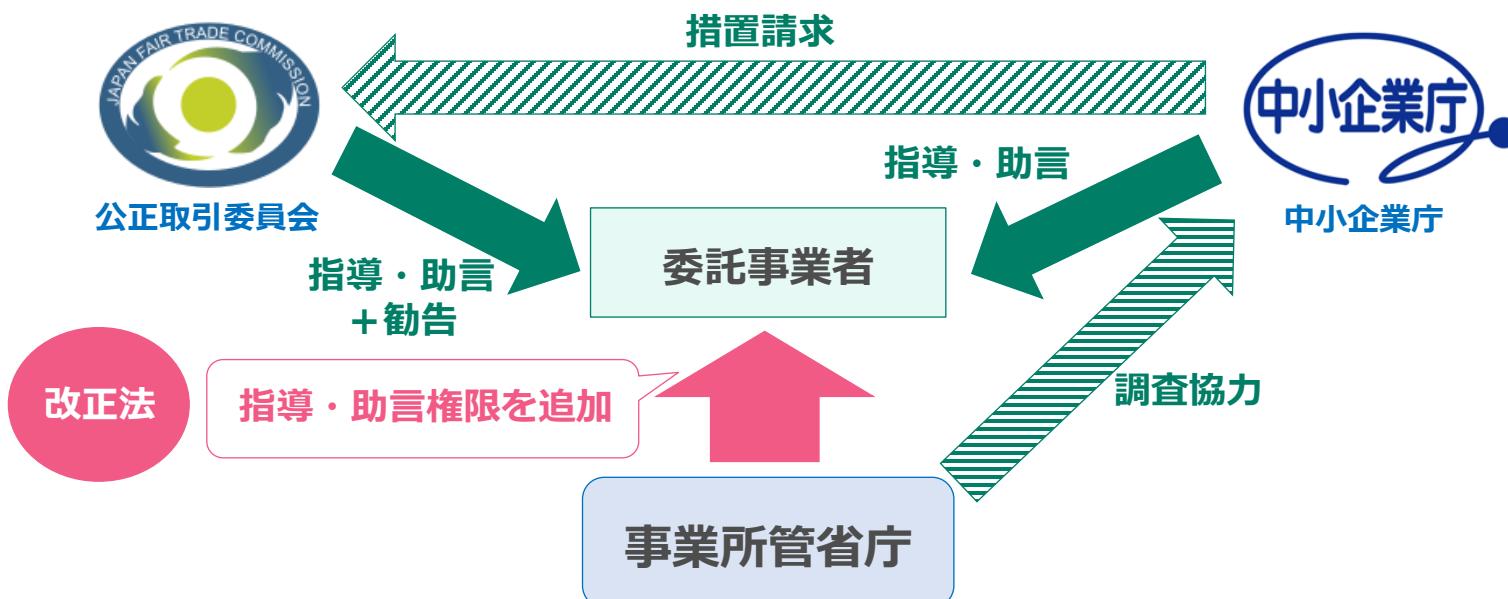
- ・中小受託事業者の自由な意思による価格交渉を経ずに代金の額を設定することをいい、前述のように、協議に応じず又は必要な説明若しくは情報の提供を行わずに、製造委託等代金の額が定められた場合が該当する。
- ・「決定」には、代金を引き上げ、又は引き下げることのほか、据え置くことも含まれる。

改正理由

- 現在、事業所管省庁には調査権限のみが与えられているが、公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁の連携した執行をより拡充していく必要がある。
- 事業所管省庁（「トラック・物流Gメン」など）に通報した場合、本法の「報復措置の禁止」の対象となっていない。

改正内容

- 事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与する。
- 中小受託事業者が申告しやすい環境を確保すべく、「報復措置の禁止」の申告先として、現行の公正取引委員会及び中小企業庁長官に加え、事業所管省庁の主務大臣を追加する。



目次

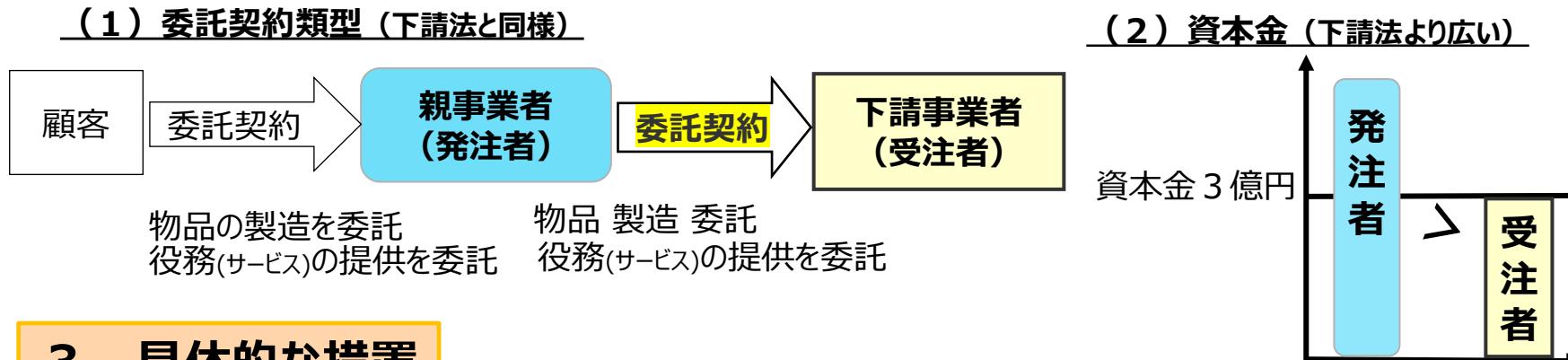
1. 下請法改正法の概要
2. 下請振興法改正法の概要
3. 価格転嫁促進に向けた取組について

1. 趣旨・目的

- 下請関係を改善し、下請中小企業の振興を図るための法律。

2. 適用対象

- (1) + (2)を満たす親事業者・下請事業者が適用対象。



3. 具体的な措置

- ① **経済産業大臣が「振興基準」※を定める。**

※下請事業者と親事業者のよるべき基準。振興基準に基づき、業界団体は自主行動計画を策定（29業種・79団体）

（例：「『労務費の指針』に沿って十分に協議を行う」、「原材料費・エネルギー費の全額転嫁を目指す」等）

- ② 上記の「振興基準」に関し、事業所管大臣から事業者への**指導・助言**。

- ③ **調査、公表**（例：価格交渉・転嫁の状況の**企業リスト**（延べ985者）を、社名入りで公表）

- ④ 下請企業と親企業が協力して作成する**振興事業計画**について、金融支援。

- 「振興基準」は、振興法に基づき経済産業大臣が定める、委託事業者及び中小受託事業者が「よるべき一般的な基準」
- 振興基準は、
 - ①振興法に基づく大臣名での「指導・助言」の基準、
 - ②各業界団体（85団体）が作成する自主行動計画で、振興基準の遵守が謳われ、
 - ③パートナーシップ構築宣言した企業は、「振興基準を遵守する」旨を宣言・公表することから、発注者の取引方針の適正化に活用しうるもの

受託中小企業振興法（令和8年1月1日施行）

（振興基準）

第3条 経済産業大臣は、受託中小企業の振興を図るため**中小受託事業者及び委託事業者のよるべき一般的な基準**（以下「振興基準」という。）を定めなければならない。

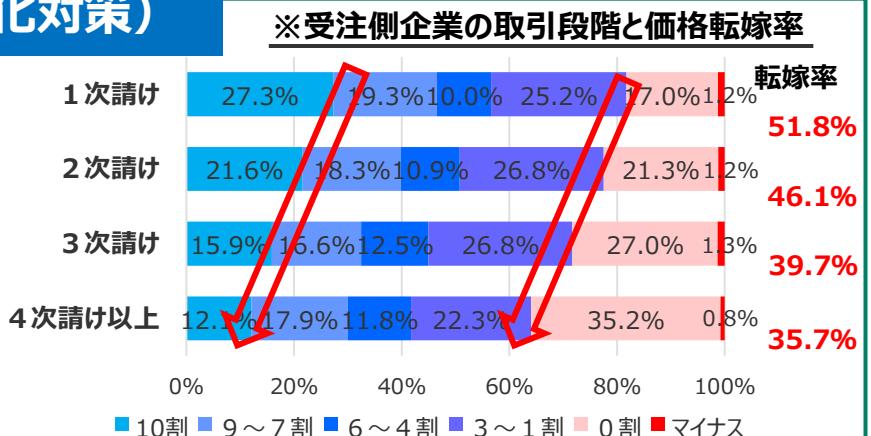
（指導等）

第4条 **主務大臣は**、受託中小企業の振興を図るため必要があると認めるときは、中小受託事業者又は委託事業者に対し、**振興基準に定める事項について、指導又は助言を行うとともに、適切な具体的措置をとるべきことを勧奨するものとする。**

下請振興法の改正事項の概要① (多段階の事業者が連携した取組への支援)

課題① (サプライチェーンの深層における取引適正化対策)

- サプライチェーンの取引段階が深くなるにつれて、価格転嫁割合が低い。(価格交渉促進月間(2024年9月)結果)
- 直接の取引先を越えて、1つ先、「数次先の取引先まで含めて、価格交渉しない商習慣。

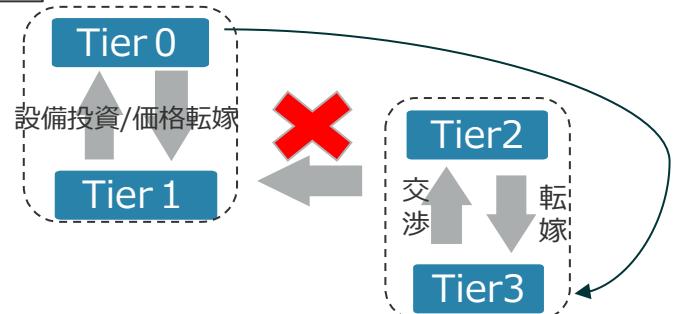


改正内容① (多段階の事業者が連携した取組への支援)

【第5条関係】

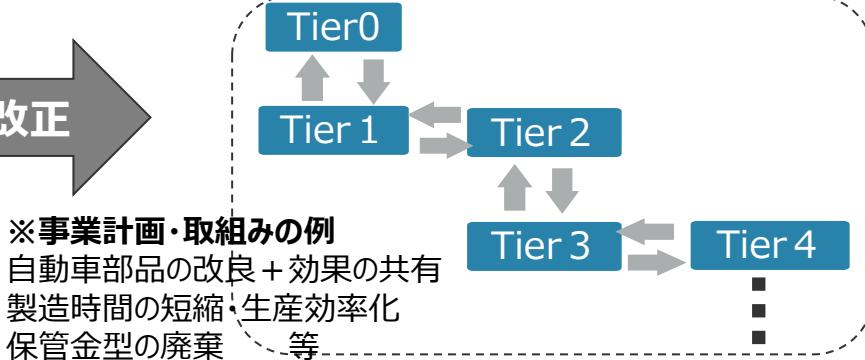
現行法

支援対象の事業計画は、直接の取引関係のみ



法改正

直接の取引関係に限らず支援可能に



- 多段階の取引からなるサプライチェーンにおいて、2以上の取引段階にある事業者による振興事業計画に対し、承認・支援できる旨を追加。
⇒ 直接の取引先との関係のみならず、サプライチェーン全体の取引適正化等の取組を促すメッセージ

課題② (地方公共団体における取引適正化対策)

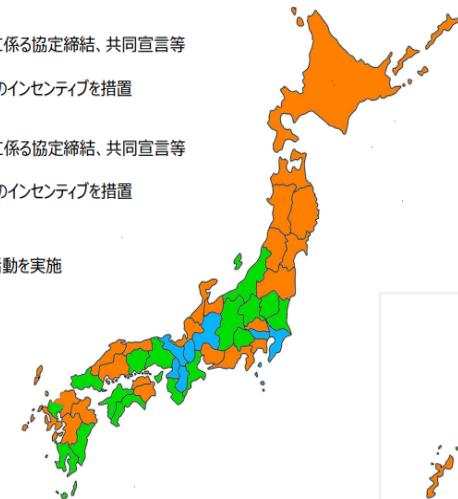
➤ 地方における価格転嫁の推進には、**都道府県毎の取引適正化に向けた取組が重要。**

〈取組例〉

- ① **パートナーシップ構築宣言** (発注者の立場でサプライチェーン全体の付加価値向上・取引慣行の遵守を宣言。5.8万社) の普及のために**経済団体との協定締結**
- ② 宣言企業への補助金加点等のインセンティブ
- ③ **価格交渉セミナー**の実施

※パートナーシップ構築宣言普及に向けた各都道府県の取組
「第5回未来を拓くパートナーシップ構築推進会議（令和5年12月）」 経産省資料

- **経済団体等が参画する宣言に係る協定締結、共同宣言等かつ宣言企業への補助金加点等のインセンティブを措置**
- **経済団体等が参画する宣言に係る協定締結、共同宣言等または宣言企業への補助金加点等のインセンティブを措置**
- **セミナー等による宣言の周知活動を実施**



改正内容② (国・地方公共団体の責務規定新設)

【新第23条関係】

- ◆ **地方公共団体は受託中小企業の振興に必要な取組の推進等に努める、国・地方公共団体等が密接な連携の確保に努める旨を規定。**

⇒ **全国津々浦々の価格転嫁を推進**

新たな取組：全国47都道府県に設置されている下請かけこみ寺に寄せられる**中小企業からの声の一層の活用のための連携強化**

課題③（主務大臣による指導助言を受けても改善しない例）

- 下請Gメンのヒアリング結果、価格交渉促進月間における調査結果を受けて、価格交渉・価格転嫁等の状況が芳しくない事業者に対し、主務大臣による指導・助言を実施。
⇒ 取引方針が改善される等、一定の効果あり。
- 他方、何度か指導・助言を受けても、取引方針が改善されない事業者も存在。
⇒ そうした事業者は、改善の意思はあるものの、どのような取組を講じるべきか、具体的な検討が不十分な者あり。

改正内容③（主務大臣の権限強化「勧奨」）

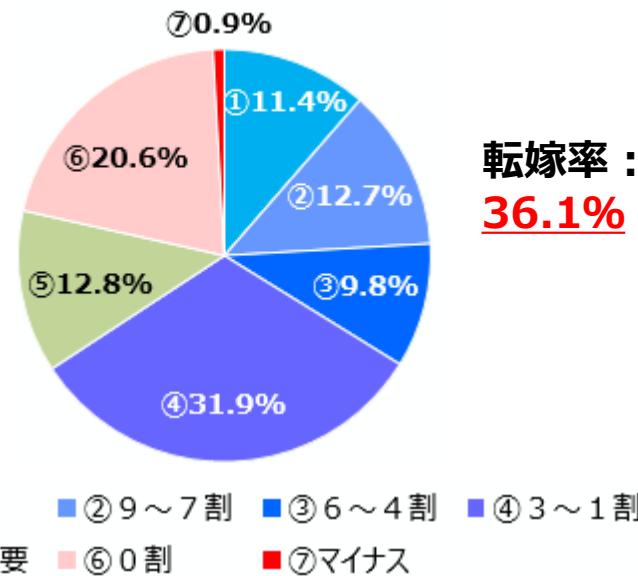
【第4条関係】

- ◆ 主務大臣が指導・助言したものの、状況が改善されない事業者に対して、より具体的な措置を示して、その実施を促す（「勧奨」する）ことができる旨を規定。
⇒ 価格転嫁・取引適正化の実効性を高める。
※下請法違反事業者に対しては下請法に基づき対応。

課題④ (i 発荷主-元請運送事業者の取引、ii 資本金基準で捉えられない取引の価格転嫁)

- トラック運送の価格転嫁率は全業種で最下位であり (価格交渉促進月間 (2025年3月))、商流の源 (発荷主-元請運送) から価格転嫁を推進する必要。
⇒ 運賃を交渉で決めるという商習慣を業界で定着させる必要。
- サプライチェーン全体で円滑かつ迅速な価格転嫁を定着させるには、資本金の大小関係がない取引でも価格転嫁を推進する必要。

※ トラック運送業の価格転嫁の状況【コスト全般】



改正内容④ (適用対象の追加)

【新第2条第1項第6号、第4項、第5項関係】

- ◆ ①発荷主-運送の取引 (下請法と同様) ②従業員の大小関係がある委託事業者 (下請法より広い) を追加。
⇒ 中小企業同士等、下請法の対象外の取引も含めて、支援または指導・助言・勧奨の対象とし、価格転嫁・取引適正化を浸透させる

改正内容⑤（「下請」という用語の改正）

【題名、第1条、第2条等関係】

- ◆ 「下請」等が含まれる用語を、振興法においても改正する。

「下請中小企業」 ⇒ 「受託中小企業」

「親事業者」 ⇒ 「委託事業者」

「下請中小企業振興法」 ⇒ 「受託中小企業振興法」

法改正をふまえた「振興基準」の改正（令和8年1月1日施行）

1. 振興基準の趣旨・理念の明記

前文で、委託事業者・中小受託事業者双方が適正な利益を得て、直接の取引先から更に先の取引先も含めた事業者間の協力や、サプライチェーンの深い層を含む、サプライチェーン全体で付加価値向上を目指す旨を明確化。

2. 中小受託事業者の利益保護に繋がるよう、「中小受託取引適正化法」の改正の反映や、取引における留意事項の追記

取適法運用基準（通達）に記載の不適切な取引事例は行わないことや、手形払いの禁止、サプライチェーン全体での支払手段の適正化に努める旨を追記。

また、「契約後に不当なやり直し・受領拒否が生じないよう発注内容を明確化」「発注量が予定より合理的な理由なく大きな乖離が生じる場合の、発注者からの自主的協議」を促す旨を規定。

3. 振興事業計画の活用促進

複数の取引段階（事業者1→2→3）の事業者による振興事業計画が、支援対象に追加されたことを踏まえ、本計画の活用を促す旨を新たに規定。

4. 振興基準を活用しやすく整理（例：「交渉」に関する規定の集約など）

価格交渉、転嫁を求める立場の中小受託事業者が活用しやすいよう、交渉、転嫁に関するルールを集約するなど構成を整理。中小企業が、本基準を交渉等で活用すべき旨も明記。

5. 「下請」等用語の改正

「親事業者」→「委託事業者」、「下請事業者」→「中小受託事業者」等

※改正振興基準は中小企業庁HPからご確認できます→



各業界団体による自主行動計画の策定

取引適正化に向けた自主行動計画 策定団体 31業種85団体 (令和7年10月時点)

自動車 (日本自動車工業会／日本自動車部品工業会)、
素形材 (日本金型工業会／日本金属熱処理工業会／日本金属プレス工業協会／日本ダイカスト協会／日本鍛造協会／日本铸造協会／日本鍛鍊鋼会／日本粉末冶金工業会／日本鍛圧機械工業会／日本工業炉協会／日本バルブ工業会)、
機械製造業 (日本建設機械工業会／日本産業機械工業会／日本工作機械工業会／日本半導体製造装置協会／日本ロボット工業会／日本分析機器工業会／日本計量機器工業連合会／日本鉄道車輛工業会)、
航空宇宙 (日本航空宇宙工業会)、
繊維 (日本繊維産業連盟)、
紙・紙加工 (日本製紙連合会／全国段ボール工業組合連合会)、
電機・情報通信機器 (電子情報技術産業協会／日本電機工業会／カメラ映像機器工業会／情報通信ネットワーク産業協会／ビジネス機械・情報システム産業協会)、
情報サービス・ソフトウェア (情報サービス産業協会)、
流通 (日本スーパーマーケット協会／全国スーパーマーケット協会／日本フランチャイズチェーン協会／日本チェーンドラッグストア協会／日本ボランタリーチェーン協会／日本DIY・ホームセンター協会)、
家具・建材・住宅設備 (日本建材・住宅設備産業協会／アジア家具フォーラム／日本オフィス家具協会／日本家具産業振興会／全日本ベッド工業会／日本ガス石油機器工業会)、
金属 (日本電線工業会／日本鉄鋼連盟／日本アルミニウム協会／日本伸銅協会)、
防衛 (日本防衛装備工業会)、
警備 (全国警備業協会)、

化学 (日本化学工業協会／塩ビ工業・環境協会／化成品工業協会／石油化学工業協会／日本ゴム工業会／日本プラスチック工業連盟)、
通信 (電気通信事業者協会)、
放送コンテンツ (放送コンテンツ適正取引推進協議会)、
トラック運送 (全日本トラック協会)、
建設 (日本建設業連合会／全国建設業協会)、
金融 (全国銀行協会)、
商社 (日本貿易会)、
印刷 (日本印刷産業連合会)、
造船 (日本造船工業会／日本中小型造船工業会)、
住宅 (住宅生産団体連合会)、
広告 (日本広告業協会)、
電力 (送配電網協議会)、
食品製造業 (食品産業センター／酒類業中央団体連絡協議会)、
食品卸売業 (日本加工食品卸売協会／日本外食品流通協会／日本給食品連合会／全国給食事業協同組合連合会／全国青果卸売市場協会／全国魚卸売市場連合会)、
飲食業 (日本フードサービス協会)、
不動産管理業 (マンション管理業協会／日本賃貸住宅管理協会)、
映画・アニメーション制作業 (日本動画協会／日本映画製作業者連盟／協同組合日本映画製作業者協会／日本映像職能連合／日本映画制作適正化機構)、
その他のサービス業 (全国ビルメンテナンス協会)

1. 価格交渉講習会

- 取引先との価格交渉に役立つツールやポイントを解説し、実際の事例を基に具体的なアドバイスを提供する講習会
- 専門家による個別相談会も開催
- 全国47都道府県にて対面開催（各1回）
- 受講者の満足度は高く、延べ8000人以上が参加（令和6年度実績）

参加申し込みはこちら→

講習会参加者の声
Voice's



参加者数



8,000

人以上

講習会の内容が今後の価格交渉にすぐに取り入れられるような実践的なものだった。公的機関のサポートや相談窓口も積極的に活用したいと思う



2. 中小受託取引適正化法（下請法）講習会

- 改正下請法の基礎知識を学べる無料のオンライン講習会、理解をさらに深められるEラーニングを提供
- 社内、地域で幅広く参加可能
- ビジネスシーンに精通した弁護士が解説
- 理解度、満足度共に80%以上

受講者アンケート



参加申し込みはこちら → <https://tekitorisupport.go.jp/>
(適正取引支援サイト)

目次

1. 下請法改正法の概要
2. 下請振興法改正法の概要
3. 価格転嫁促進に向けた取組について

「パートナーシップ構築宣言」について

- パートナーシップ構築宣言は、「発注者の立場から、「代表者の名前」で、サプライチェーン全体の付加価値向上や望ましい取引慣行の遵守等について自主的に宣言・公表することで、取引適正化に関する社内への意識徹底、取引先からの取組の見える化等を図り、サプライチェーン全体の共存共栄を図る取組。
※日本商工会議所・三村元会頭のイニシアティブの下、「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議（PS会議）」（2020年5月）において、導入を決定。
※宣言の公表は賃上げ促進税制（大企業向け）の要件であり、国・地方の補助金の加点要素にもなっている。
- PS会議では、関係省庁・経済界が一堂に会し、経産省からパートナーシップ宣言企業の取引先（下請企業）に対する調査結果を報告し、今後の課題や対応の方向性を示すとともに、宣言の拡大や取引適正化に向けた経済界や各省庁の姿勢を確認。



1. 宣言の骨子

- (1) サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携（オープンイノベーション、IT実装、グリーン化等）
- (2) 下請企業との望ましい取引慣行（「振興基準」）の遵守、特に、取引適正化の重点5課題（※）への取組
※①価格決定方法の適正化、②型取引の適正化、③支払条件の改善、④知的財産・ノウハウの保護、
⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止

2. 未来を拓くパートナーシップ構築推進会議（PS会議）

- ✓ 【共同議長】経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
【構成員】厚労大臣、農水大臣、国交大臣、内閣官房副長官（政務）、経団連会長、日商會頭、連合会長
※第5回は、臨時議員として全国知事会・村井会長（宮城県知事）及び矢田補佐官が出席。
- ✓ 第1回は2020年5月、第2回は2020年11月、第3回は2022年2月、第4回は2022年10月11日、
第5回は2023年12月21日、第6回は2025年2月21日に開催。

取引調査員（下請Gメン）の活動について

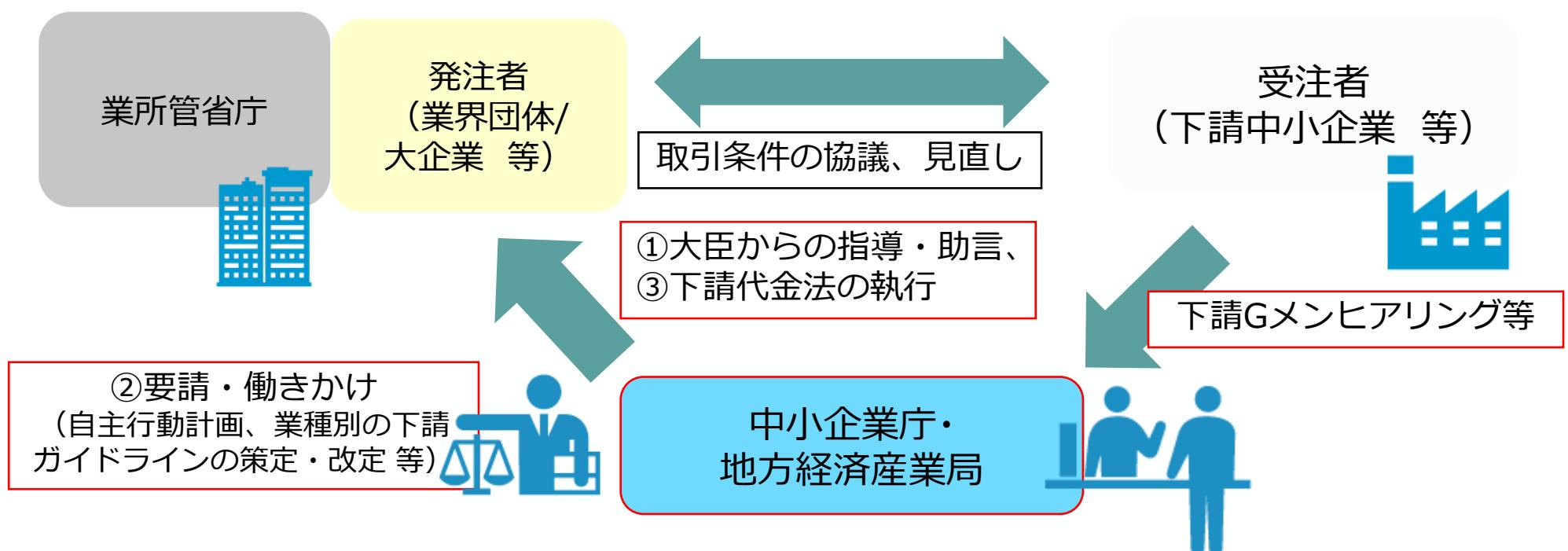
・2017年4月から取引調査員（下請Gメン）を全国に配置

2017年4月～：80名、2021年4月～：120名、2022年4月～：250名、**2023年1月～：300名、**

2024年4月～330名（現在）

・下請Gメンは、幅広い業種の**下請中小企業**から、**取引の実態等をヒアリングし**（年間1万件超）、**問題ある商習慣や、業界・個社の問題事例を、業種ごと・取引ごとに分析**。その情報を以下の通り活用。

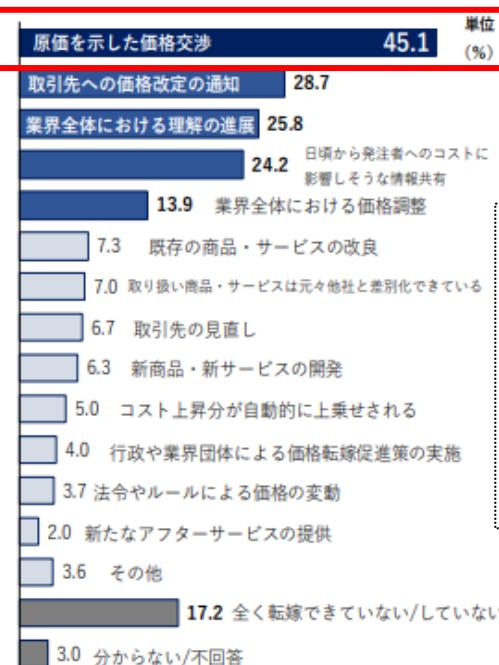
- ①（望ましい下請取引の在り方である）**振興基準の改正や、個別企業への事業所管大臣からの指導・助言**
- ②**各業界団体による取引適正化のための自主行動計画の策定・改正**や、業所管省庁による**業種別の下請ガイドラインの策定・改正**に向けての要請・働きかけ
- ③公正取引委員会・中小企業庁が執行する、**下請代金法に基づく取締りの端緒情報**として活用 等



価格転嫁サポート窓口

- 価格転嫁ができた企業のうち、多くが「原価を示した価格交渉」が有効と回答。効果的な価格交渉のためには、コスト增加分を定量的に把握し、原価を割り出して提示することが有益。
- このため、令和5年7月より、全国のよろず支援拠点に「価格転嫁サポート窓口」を設置し、中小企業等に対する価格交渉に関する基礎的な知識の習得支援や、原価計算の手法の習得支援を実施。
- また、商工会議所・商工会等の地域支援機関に対して、価格交渉ハンドブックを配布とともに、支援機関においても価格転嫁に関する基本的な知識の習得支援等を行うことで、中小企業の価格転嫁を支援する全国的なサポート体制を整備。

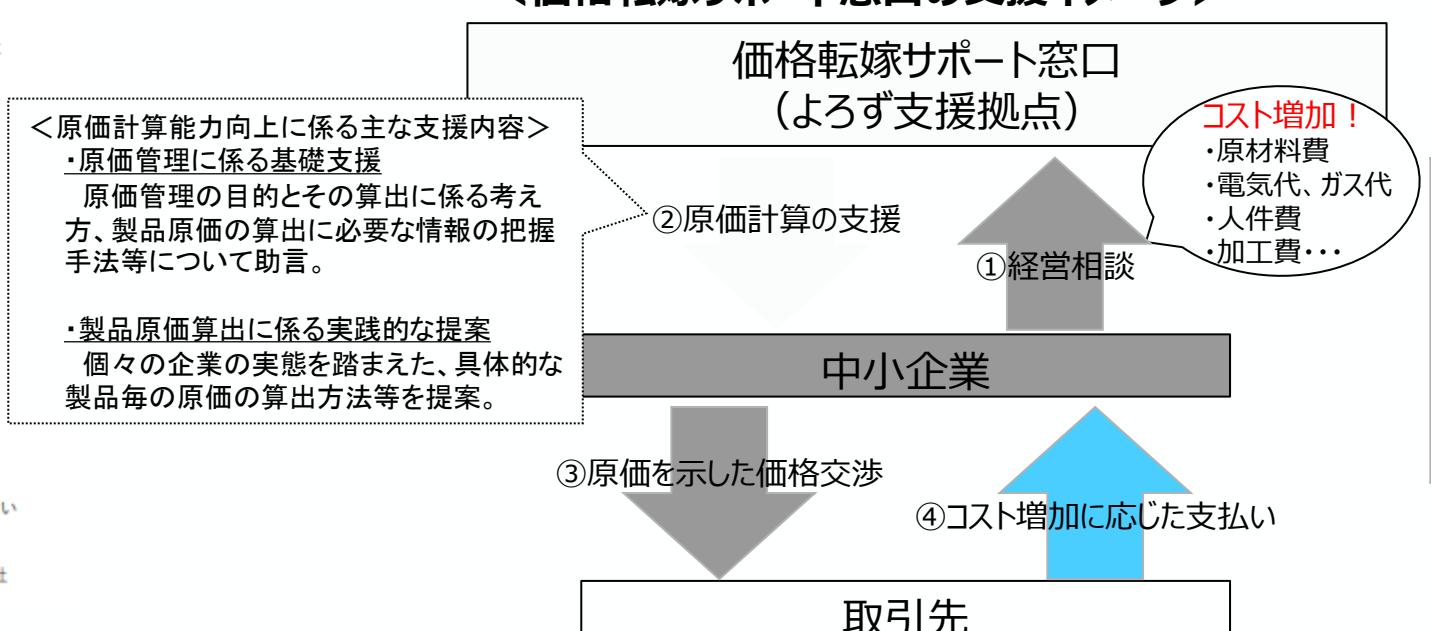
価格転嫁ができた理由（複数回答）



下請Gメンのヒアリング結果としても以下の事例を把握。

➤ 2023年3月に原材料費、労務費高騰の資料を提示し、4月中に提示どおりの価格で決着した。

＜価格転嫁サポート窓口の支援イメージ＞



下請かけこみ寺

- 下請代金の減額や、消費税の転嫁など、企業間取引に係る各種相談への対応や、裁判外紛争解決手続（ADR）を行うため、各都道府県の下請企業振興協会の協力を得て、本部及び全国47都道府県に「下請かけこみ寺」を設置。

中小企業 **個人事業主** **フリーランス**

の皆さん

知財の侵害
・保護

代金の未払い

買いたたき

不当なやり直し

受取拒否

返品

値引き

抱えていませんか？

下請かけこみ寺
にご相談ください！

「下請かけこみ寺」では、中小企業・個人事業主・フリーランスの皆さんに抱える取引上の悩み相談をお受けします。問題解決に向けて、専門の相談員や弁護士がアドバイスを行います。

悩んだらここに相談！

下請かけこみ寺

相談無料 全国48か所
秘密厳守 個人相談可能

0120-418-618

【受付時間】平日9:00-12:00 / 13:00-17:00 (土日・祝日・年末年始を除く)
お近くの「下請かけこみ寺」に直接つながります。

中小企業庁 小中企業庁委託事業 (公財)全国中小企業振興機関協会

無料相談(相談員・弁護士)

例えば…

- ①支払期日を過ぎても代金を払ってくれない。
- ②お客様からキャンセルされたので、部品が必要なくなったといって返品された。
- ③長年取引をしていた発注元から突然取引を停止された。

電話相談
電話で相談員がお答えします

オンライン相談
オンライン上の対面で相談員がお答えします

対面相談
対面で相談員がお答えします

相談事例

0120-418-618

【受付時間】平日9:00-12:00 / 13:00-17:00 (土日・祝日・年末年始を除く)
お近くの「下請かけこみ寺」に直接つながります。

**調停による
紛争解決手続き(ADR)**

- 紛争当事者間の和解の調停を行います。
- 裁判と異なり非公開で行われるため、当事者以外には秘密が守られます。
- 当事者が合意すれば、自由に調停場所・時間等を決めることができます。

(下請かけこみ寺のサイト)

下請かけこみ寺は全国に設置しています。
0120-418-618
(お近くの下請かけこみ寺につながります)

31

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

(2023年11月29日 内閣官房・公正取引委員会より公表)

本指針の性格

- 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者双方の立場からの行動指針**。
- 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行う事が必要。
- 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処すること**を明記。
- 他方で、**記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨**を明記。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する**12の行動指針**

発注者として探るべき行動／求められる行動

- 【行動①】本社（経営トップ）の関与
- 【行動②】発注者側からの定期的な協議の実施
- 【行動③】説明・資料を求める場合は公表資料とすること
- 【行動④】サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと
- 【行動⑤】要請があれば協議のテーブルにつくこと
- 【行動⑥】必要に応じ考え方を提案すること

受注者として探るべき行動／求められる行動

- 【行動①】相談窓口の活用
- 【行動②】根拠とする資料
- 【行動③】値上げ要請のタイミング
- 【行動④】発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者・受注者の双方が探るべき行動／求められる行動

- 【行動①】定期的なコミュニケーション
- 【行動②】交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

違反行為情報提供・申告窓口

- ・下請事業者が匿名で、「買いたたき」などの違反行為を行っていると疑われる親事業者に関する情報を提供できるフォームとして、「違反行為情報提供フォーム」を設置しました。
- ・中小企業の皆様からの積極的な情報提供をお待ちしております。

1.公正取引委員会・中小企業庁では、以下URLの情報提供フォームを通じて、買いたたきなどの違反行為をしていると疑われる親事業者に関する情報を広く受け付けます。

2.提供いただいた情報は、転嫁円滑化施策パッケージに基づき、下請法上の定期調査における対象業種の選定や調査票の送付先の選定（公正取引委員会、中小企業庁）などに活用させていただきます。

3.なお、このフォームは違反行為を詳細に申告するものではありませんので、具体的な違反行為の事実を報告し、より詳細な情報提供を行うことを希望される場合は、このフォームではなく「[下請法申告受付窓口](#)」から申告してください。

情報提供フォームのURL・バナー

<https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/jigyokankyo/20220126>

違反行為情報提供フォーム▶

下請代金支払遅延等防止法

